

指定介護保険事業者及び指定障害福祉サービス事業者の指定の
全部効力停止処分について

令和元年6月28日（金）

茨木市が実施した監査の結果、介護保険法（平成9年法律第123号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき、令和元年6月28日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

記

1 処分対象事業者

- (1) 法人名 株式会社 セルヴィス
- (2) 代表者 代表取締役 田村 茂生
- (3) 所在地 大阪府東大阪市下小阪五丁目1番21号

2 処分対象事業所

- (1) 事業所名称 クレール茨木ヘルパーセンター
- (2) 事業所所在地 茨木市豊川二丁目23番10号
- (3) 指定年月日 平成30年7月1日
- (4) サービスの種類 ①居宅サービス（訪問介護）
②障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）

3 行政処分の内容及び期間

- (1) 処分の内容 3か月間の指定の全部効力停止
- (2) 効力停止期間 令和元年8月1日から令和元年10月31日まで

4 行政処分を行う理由

(1) 居宅サービス（訪問介護）

不正請求

- ・実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主点検を行いサービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けていたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしなかった。
- ・サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があり、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者サービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。

- ・身体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不正に請求し受領した。

(2) 障害福祉サービス（居宅介護）

不正請求

- ・サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ・家事援助で提供したサービスについて、身体介護で介護給付費を請求し受領した。
- ・家事援助の支給決定がされていない利用者に対し家事援助のサービスを提供し、身体介護で介護給付費を請求し受領した。
- ・一人のヘルパーが、同日同時間帯に居宅介護及び介護保険サービス（訪問介護）の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。

介護保険法違反

- ・居宅介護と一体的に運営する介護保険法上の訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。

(3) 障害福祉サービス（重度訪問介護）

- ・重度訪問介護と一体的に運営する居宅介護及び介護保険法上の訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。

健康福祉部
福祉指導監査課
電 話 072-620-1809 (ダイヤル)